

事業の概要

- ✓ 内閣府は、平成28年度に企業主導型保育事業を創設
- ✓ 公募により選定された補助事業者（28年度～30年度：公益財団法人児童育成協会）が、一般事業主等（事業主体）に対して、企業主導型保育施設の整備費や運営費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している
- ✓ 企業主導型保育事業においては、病児保育事業、一時預かり事業も実施でき、実施する事業内容に応じた施設等の整備工事を実施

検査の結果

- ✓ 企業主導型保育施設の整備に係る事業完了報告書において病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備していた25施設を検査 →11施設で病児保育等を実施していない事態
 - ・8施設において、企業主導型保育施設の開設後1年以上が経過しているにもかかわらず、病児保育等を全く実施していない（病児保育室等の整備に係る助成金相当額計4772万余円）
 - ・3施設において、病児保育等を実施していたものの、令和2年4月1日時点において病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない（病児保育室等の整備に係る助成金相当額計1708万余円）
- ✓ 協会は、助成申込書の審査の際に、事業主体に病児保育等の実施体制等に係る計画の提出を求めておらず、病児保育等を実施するために必要な職員の確保が可能ななどの審査を行っていなかった
- ✓ 協会は、保育士等の配置に係る違いなどの各事業類型の実施要件等を十分に周知していなかった
- ✓ 協会は、病児保育室等の利用実態を把握し、必要に応じて指導を行う仕組みを整備していなかった

要求する処置

内閣府において

- ✓ 補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を事業主体に十分に周知させるとともに、助成申込書の審査を行う際に、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させること
- ✓ 補助事業者に対して、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させること

6.企業主導型保育事業の病児保育等の実施状況（処置要求）

内閣府本府
6481万円(指摘金額)

助成金の交付を受けて**企業主導型保育施設内に整備した病児保育室等が有効に利用されているか**、
協会の審査はどのように行われているかなど、有効性等の観点から検査



25事業主体の25施設※を検査したところ.....

※1,116施設から選定

11事業主体の11施設

病児保育等を実施していない

(病児保育室等の整備に係る助成金相当額計6481万余円)

- 8施設では病児保育等を全く実施していない
- 3施設では病児保育等の実施を中止し、再開する予定なし

職員の確保についての**計画**が十分でなく必要な人数の看護師等の確保ができなかったためなど

当初の採算の**見込み**が甘く、運営が不可能であると判断したためなど



協会の対応について確認したところ.....

児童育成協会（補助事業者）

- 助成申込書の審査の際に、病児保育等の実施体制等に係る**計画の提出を求めておらず**、必要な**職員の確保が可能かなど**の審査を行っていなかった
- 保育士等の配置に係る違いなどの各事業類型の**実施要件等を十分に周知**していなかった
- 整備された病児保育室等の**利用実態を把握**し、必要に応じて**指導**を行う仕組みを整備していなかった

<企業主導型保育事業>

内閣府本府

補助金

児童育成協会（補助事業者）

助成金

一般事業主等（事業主体）

整備・運営

企業主導型保育施設

通常保育

病児保育室等
(専用スペース)

内閣府本府へ要求する改善の処置

内閣府本府

補助事業者に対して、以下の体制・仕組みを整備させること

- 助成申込の際に、実施要件等を事業主体に十分に周知させるとともに、病児保育等の実施体制等の計画を提出させて**審査を適切に行うことができる体制**
- 事業主体が整備した病児保育室等の**利用実態の把握**を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの**事業主体に指導**する仕組み

実施要件等の周知

適切な審査

利用実態把握

指導



補助事業者



事業主体